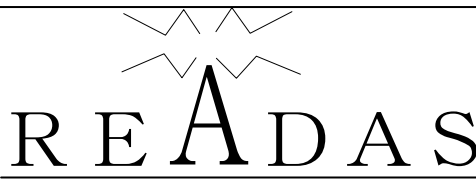


第 4684 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月 8日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告不要の配当所得

Q：配当所得には、確定申告を不要とするものがあるようですが、どのようなものがそれに該当するのですか？

A：次のものについては、確定申告が不要です。

【解説】

配当所得のうち、次のものは確定申告が不要です。

- ①内国法人が支払いを受ける配当で、1回に支払いを受けるべき金額が10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下であるもの
- ②内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等のうち、その配当等に係る事業年度終了の日においてその内国法人の発行済株式総数の3%以上に相当する株式を有する大口株主がその内国法人から支払いを受けるもの以外のもの
- ③内国法人から支払いを受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの
- ④特定投資法人の投資口の配当等

ただし、所定の配当控除や源泉徴収税額の税額控除を受けるためや、上場株式等の譲渡損失がある場合にこれと損益通算をして税額の還付を受けるために確定申告をすることも認められます。

